

大 農 発 第 3 9 号
令 和 2 年 5 月 2 8 日

各 位

大 潟 村 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 小 林 肇

緊急事態宣言解除に伴う営業形態の変更について

初夏の候、組合員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃よりJA事業にご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、5月14日に緊急事態宣言が解除となりましたことに伴い、当JAでは今後の営業形態等について下記のとおりといたします。

つきましては、組合員の皆様には引き続きご不便をおかけすることもございますが、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

《各部署の対応》 6/1（月）以降

事 業 所	営 業 時 間
JA 会館内（金融課・経営課・共済課） （勤務要員縮小対応の解除）	9：00 ～ 15：00
資材課・営農支援課 （勤務要員縮小対応の解除）	8：30 ～ 17：00 （肥料・農薬等の配達を再開）
整備課（自動車・農機） （勤務要員縮小対応の解除）	8：30 ～ 17：00
生活課	9：00 ～ 19：00
給油所 （勤務要員縮小対応の解除）	7：00 ～ 19：00 （門型洗車機の使用を再開）

※今後、緊急事態宣言が再発令された場合は、社会情勢を踏まえ改めて対応を通知いたします。

以 上